



### 国民年金に加入中の方 国民年金保険料の免除制度があります

町民税務課 国民年金係 ☎77・3912

保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

#### ■国民年金保険料免除制度

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

#### ■国民年金保険料納付猶予制度

50歳未満の方(学生以外)で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

#### ■未納のままにしておくこと

・障害や死亡といった不測の事態が生じたとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

・老齢基礎年金を将来的に受け取れない場合があります。

このような事態を防ぐためにも未納のままにせず、まずは申請することをおすすめします。

#### ■手続きについて

申請先は町民税務課国民年金係です。

※郵送による申請も可能です。※過去に同一の失業を理由とし

て免除などを申請したことがあり、失業に関する証明書類を提出済みの場合は、証明書類の添付が不要です。過去に提出したかが不明な場合は、証明書類をご持参ください。

☆マイナポータルからも国民年金保険料免除・納付猶予の電子申請ができます。まずはマイナポータルの「利用登録」が必要で、手続きにはマイナバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

#### ■問合せ

・千葉年金事務所  
☎043-242-16320  
年金加入者ダイヤル  
☎0570-1003-1004  
(050から始まる電話でかける場合は03-6630-12525)



↑QRコードからもアクセスできます。



### 農業をしている方 電気柵購入費用助成申請方法について

町産業振興課 農政係 ☎77・3917

ハフビシンやアフライグマ、イノシシなどによる農作物被害防止のために設置する電気柵について、購入・設置後の申請ができるようになりました。

#### ■対象者

- 町内に住所を有する個人、団体、法人の方
- 町税などの滞納がない方
- 50a以上の農地を耕作しているか前年度の農産物の販売額が30万円以上の方

#### ■助成条件

以下すべての条件に当てはまること。

- 対象者が当該農地を所有または借用し、耕作されている
- 電気柵を設置した農地の面積が10a以上である
- 電気柵の長さが100m以上である
- 過去に本事業を活用して設置した電気柵の補修等を目的としたものではない

#### ■助成金額

資材費の半額(1,000円未満の端数は切り捨て)  
※農業者1人あたりの上限が3万円になりました。

#### ■用意するもの

- 申請書、請求書、同意書
- 設置場所の位置図
- 設置場所を所有または借用していることがわかる書類
- 電気柵の設置完成写真
- 購入資材の明細がわかる書類(見積書のコピーなど)
- 領収書または支出を証する書類
- 口座番号のわかるもの

#### ■申請書の取得場所

- 農政係窓口
- 町ホームページ
- 町内JA各支所、経済センター
- 丸朝園芸農業協同組合



### 子育て世帯生活支援特別給付金 子育て世帯の支援のため、給付金を支給します

町福祉保健課 子育て支援係 ☎77・3914

食費等の物価高騰等の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

#### ■支給対象者

- 【申請が不要な方】  
令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった方
- 【申請が必要な方】  
(1) 以外の方で、18歳になる年度未までの子(障害児については20歳未満。令和6年2月29日までに生まれた新生児も対象)を養育する父母等であつて、次のいずれかに該当する方。  
・令和5年度分の住民税が非課税である方。  
・食費等の物価高騰の影響により、令和5年1月1日以降の家計が急変し、住民税が非課税相当の収入となったと認められる方。

#### ■申請方法

- に該当する方は、申請は不要です。児童手当又は特別児童扶養手当を受給している口座に令和5年5月29日(月)に振込み済みです。
- に該当すると思われる方は、申請書などの必要書類の提出が必要です。町ホームページからダウンロードするか、子育て支援係へお問い合わせください。

#### ■申請期限

令和6年2月29日(木)  
※令和6年3月分の児童手当及び特別児童扶養手当の認定または額の改定の請求をした方は令和6年3月15日(金)までとなります。

#### ■提出先

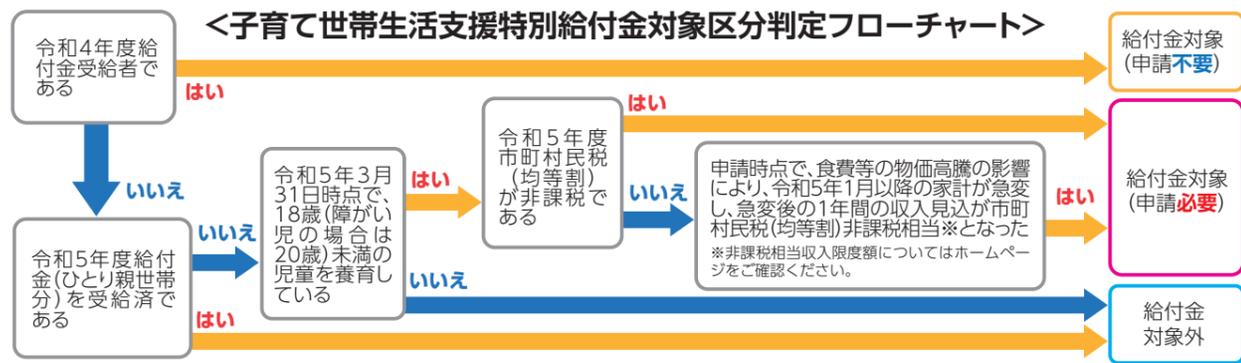
福祉保健課子育て支援係(郵送可)

#### ■給付額

児童一人当たり5万円

※ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方は除く。

### <子育て世帯生活支援特別給付金対象区分判定フローチャート>



### 7月下旬・8月上旬の 保健事業

町保健センター ☎77・1891

#### ことばの相談(要申込み)

- 開催日 7月20日(木)
- 時間 午前11時10分～午後1時10分

#### ヘルスあっぷ講座(要申込み)

- 対象者 40～74歳
- 開催日 7月21日(金)
- 時間 午前10時～11時30分

#### すこやか赤ちゃん相談

- 開催日 7月25日(火)
- 時間 午前9時45分～11時45分

#### のびのびラッコ教室(要申込み)

- 対象者 1歳6カ月児健診後～3歳児健診前の幼児と保護者
- 開催日 7月27日(木)
- 時間 午前10時20分～11時30分

#### パンダ学級(要申込み)

- 対象者 3歳児健診後～就学前の幼児と保護者
- 開催日 7月27日(木)
- 時間 午後1時20分～2時30分

※8月上旬に予定されている保健事業はありません。